

『タバコに関する法律・対策』



日本では2000年から健康日本21の第一次計画以降、国または都道府県レベルで下記のように様々な対策が実施されています。

年月	対策
2003年 5月	健康増進法の施行（受動喫煙対策の努力義務）
2006年 4月	禁煙治療に健康保険が適用
2010年 4月	神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の施行（罰則付き）
2010年10月	たばこ税・価格の引き上げ（たばこ税1本3.5円、価格1箱100円程度）
2012年 6月	健康日本21（第二次）およびがん対策推進基本計画（第二期）の策定（成人喫煙率や受動喫煙防止等に関する数値目標の設定）
2013年 4月	兵庫県受動喫煙防止条例の施行（罰則付き）
2013年 4月	第二期特定健診・特定保健指導における喫煙の保健指導の強化
2015年 6月	労働安全衛生法の改正に伴う職場の受動喫煙防止対策の推進（努力義務）
2016年 4月	若年者への禁煙治療の保険適用拡大
2018年 4月	東京都子どもを受動喫煙から守る条例の施行（罰則なし）
2018年 6月	東京都受動喫煙防止条例の可決・成立（罰則あり）
2018年 7月	健康増進法の一部を改正する法律(改正健康増進法) の可決・成立（罰則あり）
2020年 4月	改正健康増進法 、東京都受動喫煙防止条例の全面施行

2018年7月「**健康増進法の一部を改正する法律**」(**改正健康増進法**)が成立し、2020年4月から全面施行となりました。これにより、望まない受動喫煙を防止する取組みは、マナーからルールへと変わりました。健康増進改正法は、望まない受動喫煙の防止を図るため、多くの方が利用する施設の区分に応じ、施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、管理権原者の方が講ずべき措置等について定めたものです。

改正の趣旨（3つの基本的な考え方）

1. 望まない受動喫煙をなくす
2. 受動喫煙による健康影響が大きい子供と患者等に配慮
3. 施設の累計・場所ごとに対策を実施



改正健康増進法のポイント



多くの施設において原則室内禁煙に



20歳未満の方は喫煙エリアへ立入禁止に



室内での喫煙は喫煙室の設置が必要に



喫煙室には標識掲示が義務付けに